

平成18～20年度の介護保険料

平成15～17年度

段階	対象者	年間保険料	段階	年間保険料
第1段階	生活保護を受けている方、または、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	25,228円	第1段階	22,741円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	25,228円	第2段階 (市民税非課税世帯)	34,112円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第1、第2段階以外の方	37,842円	第3段階	45,482円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる方	50,456円	第4段階	56,853円
第5段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が200万円未満の方	63,070円	第5段階	68,223円
第6段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が200万円以上、350万円未満の方	75,684円		
第7段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が350万円以上の方	88,298円		

新設

新設

※公的年金収入には遺族・障害年金などの非課税年金は含まれません
 ※合計所得金額とは実際の収入金額ではなく、年金の所得や給与所得などの合計で、扶養などの控除額を引く前の金額です

市では、三年ごとの保険料見直しに伴い、介護サービスを利用する要介護認定者数とその利用回数などの見込みを基に、六十五歳以上の方の介護保険料を左表の通り決定しました。

今回の改定では、①一人当たりの保険料の引き上げ②負担の均衡を図るため、それぞれ

47

【詳細】介護保険課(21) 25

れは、三年ごとの保険料を決める段階区分を五段階から七段階へ変更いたします。

保険料を引き上げる主な理由としては、高齢化の進展に伴い、サービスの利用増加が見込まれていることが挙げられます。

キーワード

65歳以上

介護保険料が変更になります

「予防」を重視した制度へ

介護保険料変更のポイント

1

収入に応じた保険料区分の新設

- 収入の少ない方への負担を軽減するため、これまでの第2段階（市民税非課税世帯）を分け、中でも特に収入の少ない方は第1段階と同じ保険料に変更します。（新第2段階）
- 今までは合計所得金額が200万円以上の方は、すべて同じ保険料でしたが、350万円以上の方はより高い保険料に変更します。（新第7段階）

2

高齢者の非課税措置の廃止により、負担が増える方への緩和措置

今年度から、65歳以上で合計所得金額が125万円以下の方の市民税非課税措置が廃止。この影響で、第4・5段階の保険料が適用になる方には、平成18・19年度の保険料を低く抑え、段階的に本来の金額に近づけていきます。

遺族・障害年金受給者も年金天引きへ

個別に保険料を納める必要があった遺族・障害年金受給者に対しても、年金から直接保険料が引かれるようになります。

※10月支給分から。手続きは不要です

65歳以上の方には、介護保険料決定通知書を6月中旬に送付します(年金天引きの方は、8月から変更になります)

予防に重点を置いたサービスを拡充していきます

今後の介護保険制度は、高齢者が可能な限り自宅で生活し続けられるよう、介護が必要になるのを未然に防ぐ「予防」に重点を置くとともに、地域主体のきめ細やかなサービスを充実させていきます。

地域包括支援センターと介護予防センターを創設

これまでの在宅介護支援センターを再編成し、地域包括支援センターを17カ所、介護予防センターを53カ所開設します。※所在地は区民のページを参照

●地域包括支援センター

社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャーが常駐する施設。介護予防のケアプラン作成をはじめ、高齢者やその家族の相談などを行います。

●介護予防センター

より身近な相談窓口となるほか、「介護予防教室」を実施します。

介護予防教室とは・・・

地域全体で介護予防を進めるために、高齢者に対して、閉じこもりや転倒などの予防に必要な知識を普及する教室